

民法・家族法における授業改善

吉田 雅章

はじめに

民法第4編親族と第5編相続は一般に家族法と呼ばれ、和歌山大学経済学部では民法〔親族・相続〕として2単位の専門教育科目で講義されるものである。法学部以外の学部で開講される専門教育科目としての民法であって、法学部で開講される民法とは一線を画さなければならない。当該科目において、授業改善をするために、後述するように、公開授業と検討会、学生参加型授業参観プロジェクト、メディア教材による授業改善などを試行した。

ところで、FD（ファカルティ・ディベロップメント）といえは学生による授業評価を実施することであるとみなされる傾向もあったが、10数年前から公開授業実施に踏み切る大学が多く、授業改善に対する効果が強く認識されるようになってきている。

学生による授業評価は一般に期待されているほど授業改善に有効なのであろうか。もし、毎回、実施できれば授業の振り返りに非常に有意義である¹⁾とは思ふ。また、全く授業改善に取り組まない教員に対する威嚇の効果（尻叩き効果）は存在すると思われる。しかしながら、率直に言って、1年か半年に1度の学生による授業評価が授業改善にどれほどの効果があるのか、極めて疑問であると言わざるを得ない。すなわち、学生による授業評価は、その多くが半期に1度だけ、それも大半は学期末に実施し、一定時間経過後、その結果が返送されるのが通常であり、フィードバックしても当該授業を受けてアンケートをしてくれた受講生に対する反射的效果が実質的に得られない。

それに対して、公開授業を実施し、その直後に検討会を開催すれば、授業改善の即効性は実に大きい。公開授業&検討会は他の教員に講義を参観してもらい、当該講義終了直後に検討会を開催して意見交換するものであるが、時間と労力の問題を除けば、当該講義の振り返りにとって極めて有益であり、参観教員にとっても他の教員の授業テクニックを盗み取る絶好の機会でもある。ただし、残念ながら、その労力や時間的諸事情のために、参加者が少ないという点に問題がある。この弊害に対処すべく考え出したのが学生参加型授業参観プロジェクトである。

本稿においては、単発的に教職員が授業を参観して、その終了直後に検討会を実施する取り組みを公開授業&検討会と定義し、他方、講義者以外の教員または学生が継続的に授業を参観し、講義者が運営するホームページ上の掲示板と電子メールとで授業に対する意見や感想の遣

1) 拙稿「法学教養科目における授業改善」『経済理論』302号（2001年）118頁以下参照。

り取りをする取り組みを授業参観プロジェクトと定義する。そして、授業改善を図るにあたり、上述したように、公開授業&検討会は極めて効果的であるが、具体的な運用面・実行に当たっての難易度等を考慮すれば、授業改善に取り組むに当たって学生参加型の授業参観プロジェクトがもたらす効果ならびに有益性は公開授業&検討会に勝るとも劣らないものであると考える。

離婚や遺産分割などが最重要の論点となる家族法は、10代後半から20代前半にかけての学生にとって、テキストを読ませ、解説するという形式では非常に難解で、馴染みのない内容であると思われる。そのため、フジテレビ系列で放送された「離婚弁護士」のようなドラマや、NHKの朝の情報系ワイドショー番組における法律関係の特集を短くカットして、30分~45分程度にまとめたものを視聴させ、民法上の論点を指摘して解説する形式の講義方法を採用した。そして、講義の最後20分程度を利用して、毎回、視聴内容と、その法的論点をまとめさせる小テストを実施した。

本稿では、公開授業&検討会、学生による授業参観プロジェクト、TV番組や映画といったメディア教材の利用が、民法(家族法)の授業改善に有益であることを論述してゆく。

第1章 公開授業&検討会による家族法の授業改善

京都大学の公開実験授業²⁾の後の検討会では、さまざまな試行錯誤がなされており、たとえば、教授者のコメントの前に、時系列に沿って授業を振り返ったり、授業を受けて強く感じたことをいくつかのポイントに絞って振り返ったりするために、数人のフィールドワーカーの報告がなされたこともあった。これは平成8年より毎週月曜日に、従って年間で30回近く開催され、それが蓄積されていった所産であり、和歌山大学よりも3年も早く着手されており、その経験やノウハウをそのまま和歌山大学に移植することはもちろん不可能であり、実際、平成11年6月24日の和歌山大学での最初の公開授業とその検討会³⁾で、新規に検討会を実施することの困難さを痛感した。そして、90分の公開授業の直後に検討会を実施するため、参加者の集中力・疲労を考えれば、検討会の開催時間は最長で70分程度が適当であった。和歌山大学では、それまで検討会の経験も無かったので、議論が続かない時は40分で切り上げたこともあった。

また、検討会において、公開授業中の講義者である筆者の視線の配り方についても指摘を受けた。当初は視線が漂っていたが、慣れるに従い、しっかりと受講生を見ていたそうである。

2) 京都大学高等教育教授システム開発センター編『開かれた大学授業をめざして—京都大学公開実験授業の一年間』玉川大学出版部(1997年)や、京都大学高等教育教授システム開発センター編『大学授業のフィールドワーク—京都大学公開実験授業』玉川大学出版部(2001年)、京都大学高等教育教授システム開発センター編『大学授業研究の構想—過去から未来へ』東信堂(2002年)など、その他多数に上る。

3) 拙稿「和歌山大学における公開授業」京都大学高等教育研究 第8号 107頁以下参照。

講義をした側としては予想もしていなかったことではあるが、参考になる意見であり、授業改善にとって公開授業と検討会の実施は非常に効果的であると感じた。なお、公開授業は参観するが、検討会には出席しないという教員もいたが、検討会に出てこそ公開授業を参観した価値があると思われる。もちろん、検討会の参加者すべての発言が有益であるとは言えず、離婚に関して講義をした直後の検討会で、圧倒的多数の夫婦は離婚しないのであるから離婚に関する講義をすることは不要であるという非常識な発言も飛び出すこともあり、公開授業と検討会の開催が必ずしもプラス面ばかりであるということとはできない。

しかし、公開授業と検討会を開催して、筆者自身の授業改善に対する収穫は非常に大きかった。従来から、授業内容については学生のニーズに合った内容になるように、言い換えれば、学生が現在・将来必要とする知識を供給するよう努力してきた。また、小テストを通して教授者と受講生との双方向性を確保するようにも努めてきた⁴⁾。しかし、これ以外にも新しく工夫した（せざるを得なかった）ことがある。すなわち、公開授業のために初めて授業案（教案）を作成したことである。この授業案にも一長一短（マイナスよりもプラスのほうが大きいことはいうまでもない）があつて、長所は、構成のしっかりした授業を展開することができることであるが、短所としては、授業案に縛られ過ぎるように思われ、学生の理解度に応じて説明を変えるという柔軟さを発揮させにくくなるということをおげることができる。

以下に公開授業&検討会の具体例として、平成13年6月29日に実施した公開授業後の「民法〔親族・相続〕」の検討会議事録を掲載する。

- 吉田：本日は、大阪の私立大学法学部よりゲストの先生にお越しいただきました。去年の検討会で同じ専門の人がどう考えるかという方面からのコメントが必要と言われました。民法で、できるだけ授業に関して工夫されている方が適当と考えました。しかし、旧帝大系で、一方的に自分の講義ノートで授業されるような人と呼んでも、参考になりません。授業に工夫されているA先生にお願い致しました。
- 大阪・私立大学法学部からのゲスト教員A：一番ショックを受けましたのは、学生が静か。200人以上いますよね。うちの学生は、いかに声を出しても、しんとしていません。おまけに、つぶさなで座っている学生を見たのは、久しぶりでした。凄くショックを受けました。疑問が噴出しております。それは後程。
- 大学教員B：教育学部で教育行政学を担当しております。他の担当科目に、教育法学というのがありまして、こちらは法解釈に加えて、理念的な事も喋ります。どちらかと言いますと、今回の講義は、法解釈に近いもので、こういうやり方があったのかと。学生の答案をもとにして、その瞬間、学生と対話している雰囲気が出ています。自分の講義にも、取り入れたいと思います。本日の討議の進行させていただきたいと思います。まず、時系列の整理をお願いします。
- (大学院経済学研究科修了) C：今日は、5人の優秀な学生の答案が印刷された教材が使われまし

4) 小テストの効用について拙稿「FD活動と『PL法』」『経済理論』295号(2000年)127頁以下参照。

た。まず、1時15分から1枚目の答案を使い、後ろの学生から、マイクで、六法の条文を読ませ、それに対し、先生が、解説を加えられました。1時35分から2枚目の答案。1時55分から3枚目。2時5分から4枚目。2時10分からは答案で触れられなかった、特別受益、寄与分について補足されました。そして、2時20分に終了。残り20分は小テストでした。

- B：続いて、A先生にご感想をいただきたいのですが、その前に、先生の担当科目など、お話しただけませんか。
- A：法学部で、民法総則。2クラスに分けておまして、150人ずつ、300人。プラス他学部、400人近くですが、その学生に、1年間で民法のすべてを教える。何を教えてもいいということで、取りあえず、民法総則から親族・相続まで。後は、ゼミ、大学院。民法の宿命なんです、人数が非常に多い。法学部の場合は、放っておいてもやる子はやるんですが、苦勞するのは、経営学部。それも400人近く。大教室にぎっしり入っている。プリントに書かれていて面白いと思ったんですが、席を立てて歩くな、とか。うちでは多いんです。後ろの方なんかは。私は、知らんぷりしていますが、よく喋っている。こんなに静かな授業は期待したくてもできない。うらやましい。ご努力の賜物と感心しました。質問があるんですが、この小テストの答案は、六法持ち込み可のものですか。
- 吉田：はい。小テストは。
- A：授業の後に、授業のまとめの小テストをやるんですか。
- 吉田：だいたい、そのつもりですが、必ずしもそうではなくて、次の授業のつなぎになるような小テストもやります。
- A：今回は、そっちだったんですか。
- 吉田：はい。ただ、初めの2回くらいで、全般をやっておりますので、初めてではない。相続としては、確かに教えていないですが、1・2回目、全体を通してやっておりますので、結構書けると思います。
- A：よく書けているので、あれを何も見ずに書いているのであれば勉強する必要がない。いいなと思ったのは、黒板の説明が簡潔で要領良く、その上に条文で網羅的にやっておられた。教えるべきことは教えておられたので、後は学生自身の責任になる。ただ、一つ分からないのは、財産法の場合は、こうはできないですね。
- 吉田：はい。
- A：財産法の場合の工夫は。民法というのは、家族法と財産法があるんですが、家族法の場合は、今日のように、知識を詰め込むという事で、解釈方法を勉強するよりも、とにかく、こうだと教える事になる。ですから、法的な考え方よりも、社会的にこうだから、法律上認める。立法政策上、家族というのは未成年者と夫婦というのを理想的な家族にすると国が決めたなら、それを法律化して国民に教えると。法政策上の問題で。考え方とか、解釈というのに関係なく、教えていけるんですが、財産法の場合は、とても抽象的。明治31年から続いているものですから。どうにでもとれるような、抽象的条文を教えていかなければいけない。その時、「あの条文を読んで」という今日の授業、凄くいいなと思ったんですが、財産法では、網羅的、且つ、どういうバランスでそれをされるのかと。
- 吉田：財産法に関しては、分かりやすいテーマがあると思うんです。網羅的に、条文というパターンではいかないで、分かりやすいテーマにいくつか分けておきまして。条文の順番を抜きに。実際、分かりやすいテキストも出ておりますから。内容は自分なりに組み替えるという事をやっておりま

- A：一から作られるんですね。
- 吉田：一からではないですが、初学者用の本が出ておまして、それを参考に。ある意味で、一からかも知れませんが。自分なりに再構成しておまして。経済学部の学生で、初めて財産法を学ぶ学生でも、入っていけるように。ただ親族、相続に比べると、絶対に財産法、総則、物権、債権は分かりやすくできない。限界があります。
- A：具体的に使いたいと、示唆を受けたんです。学生に、あれは苦痛ではないマイクの回し方ですね。条文を読ませるのは。それで、授業に参加している気持ちになれる。苦痛でなくていい。ただ、財産法の場合であれば、どのようなものを。質問内容というか。簡単な問題をたくさん書いておいて当てたりするんですか。
- 吉田：財産法では、まだマイクを回すというのをやったことはないんです。それと、マイクを回すというのは、今年から始めた試みで、あれは、京都大学の高等教育システム開発センターで、ここより、3・4年前から、公開実験授業をされておまして、そこでマイクを学生に回して、レポートみたいなものを読ませたり、読んで、受講生の個人個人が、どう考えるかを、当てたりしていました。話させたりして。まさに双方向性のある授業になっておまして。それを自分なりに。目的は、双方向性ある授業。学生に参画させる目的ですが、もう1つ意味がありまして、後ろの学生に当てますと言うと、話したくない学生は、前にきます。つまり、後ろにいかせない。ちょっと悪い意味での使い方ですが。そういう意味もありまして。FDに関しましては、4年目に入ってますので、具体的に今までとどう違うか、報告しなければいけないので。その試みの一つと考えております。
- B：A先生からコメントもいただきましたので、何か疑問なり質問を、どなたか出していただけませんかでしょうか。
- 大学教員D：程度の低い話なんですけど、授業がとても静か。実は私も、去年、初めて教養の地学という授業を担当して、200人位いたんですが、大変うるさくて。私自身、余り感じなかったんですが。毎回、学生に感想を書いてもらいますと、後ろの学生がとんでもないという感想がきて、非常にショックを。去年の後期だったんですが、どうしたものかと思って、そのままだったんですが。同じような規模で、同じような時間帯で、効果的に静粛な講義になっている。今日は、大変面白いマナーの一覧もあるんですが、1・2回目に、嚴重な注意をされたんでしょうか。それとも、何も言わなかったのですか。小・中学校の先生に、私の悩みを言うと、1回目に言わないから駄目なんだと。最初、適当によい顔をして、2回目から、ぶつぶしという新聞記事を読んで怖くなったんですが。1回目の授業で、注意されたんでしょうか。
- 吉田：いえ。今年度はしませんでした。今までは、3回目まで厳しく注意していたんですが、去年のT先生の公開授業の時に、T先生はそういう注意をせずに、中身で勝負という話をされていたので。今年は、そのT先生流を取り入れて、中身で勝負というということで。注意をしませんでした。
- D：それは学問の力で持って、発言力でもって敬服させて静かにしようと。
- 吉田：学生にとって魅力的な内容を出すことによって、引きつけようと思ったんですが。ただ、ちょっと言わなければいけない感じがしました。それで、前回の公開授業の後、注意を。そうしましたら良くなりました。それまでは、今回ほど態度はよくありませんでした。ただ、経済学部の他の講義と比べると、注意していない状態でも圧倒的にいいと、感想で聞いております。ただ、注意したら、更によくなった。内容に関しましては、『結婚キャンセル物語』という小説を取り入れた講義もやりましたし、岩波新書の『フランス家族事情』を取り入れたのもやったんですが。その2回

に関しましては、全く注意することなしに、立つ学生もいない状況で、私の方、教材の方を見る。ほぼ100%完璧に引きつけることができた。その2回に関しては、そう思いました。民法としては、どうかと思ったんですが、学生の興味を引いたという点では、注意なしに興味を引けたと思いました。

- D：ということは、1回目からバシッと言うよりも、学問力で示して、その後、適宜注意を加えた方が、効果的。
- 吉田：はい。
- B：若干、学生が後から来た。あの規模で、4・5人ですが。2時10分とか、終了間際に入ってくる学生がいました。先生は、どう思っていますか。
- 吉田：以前なら、この紙を渡さなかったところなんですが、今回に関しては、多分書けていない。それが、分かっています。多分、この学生であろうというのは、把握できておきますので、わざと泳がせている。多分落せる。不合格にできる自信がありまして、無駄足を踏ませることによって、ペナルティーを。ただその網の目をくぐってというようになってきましたら。短い時間でパッと書けるということですので、それはそれで。欠席した場合は、レポート。身内の不幸とかいう場合でしたら、やむを得ないこともありますし。毎回2時10分頃入ってくる学生がいれば、多分把握できると思います。後、もう一つ。前々回、1人で2枚書いているのを見つけまして、前回、印刷もして、名前を出しませんでした、明らかに筆跡が同じであって、この学生は0点にすると。もし教務委員会、学生委員会に告げ口すれば、それなりの処分もなされるが、そういう事はしない。他にもいるかもしれないのに、見つけられないという事もあるかもしれません。その2人というか、1人が2つ書いたんですが、それに関しては0点にすると断言しました。実は、知っている学生なんですが、10分ほど遅刻してきて、その後、出て行ったのを見たので、やったというのが分かりました。不心得者に関しましては、把握できていると思います。取りあえずそういう対処の仕方をしよう。
- B：別に個人を処罰するのが目的では、確かにそれも一つですが、ないですから。ただ、そういうのを放置しておく、他の真面目な学生が、不公平感を抱く、というのがあられるらしくて。その不公平感の処理というのが、授業を運営していく上で大事な要素になると思うんです。先生が、そういう対処をされていると伺いまして、私もなんらかの形でやらないといけないと思いました。
- A：あの小テストを見るのに、どれくらい掛かりますか。
- 吉田：最初は、1日。金曜日にやりますので、土曜日は、ほぼ何もできない。×、△、○、◎、◎ + aの5段階評価にします。最初は、1日掛かりますが、何度かやる事によって、半日になり、実は今日に関しては、3時間で。パッと見ただけで、波線してくれているのがありますし。レベルが高くなってくると、○か◎、それ以上しかなくなりますので。また、書けていないというの、少なくなってきましたし。誰が書けていないというのも分かってきます。これは174枚ですが、1枚1分位。だいたい見れば。少なくとも、この5人位よく書けているのは、10秒も見なくても分かります。また、誰が書けているか、名前もだいたい分かる。ただ、最初は時間が掛かります。

それと、小テストにコメントを書くという事をやっている先生は、全国にはかなりいらっしゃいます。メディア教育開発センターの研究会で報告された、新潟大学の工学部の教授の場合、初めは1週間ほぼつぶれた。それは、本当にコメントが書かれておりました。慣れてくると、時間が掛からなくなる。しかし、コメントが書かれておきますので、何枚あったのか忘れてしまいましたが、50枚は超えておりましたので、1日は確実につぶれる。それと、京都大学の公開実験授業に関

して、講義した先生がコメントを書かれておりましたが、やはり1日は掛かっている。ただ京大の場合は、1人、年間3回から5回位ですので、その分だけやればよい。最初の3年間は、一人で、大変だったのですが。ただ、初年度は10人位だったのですが、段々増えてきて、最後の年は初め100人位、徐々に減っても、60人位はあったそうです。そのようにコメントまで書くと、時間が掛かりますが、採点だけならば半日で。

- 大学教員 E：小テストのコメントの話が出ましたが、ひよっとすると、先生は気を使ってなさっておられないのかと思うんですが、今日の、優秀答案を見ていますと、若干、間違いが。その点に対して示してはもらえなかったように思うんですが。
- 吉田：気を使っております。
- E：そういう意味で示されていないと。
- 吉田：学生には、優秀な答案だけ印刷する。悪い答案は絶対に出さないの、公開する事に対して了解してほしいと。良いところは指摘して、悪いところは一切言わない。
- E：しかし、恐らく試験前になると、みんな参考にしながら勉強すると思うんです。この時、間違った知識が入っているという事が考えられる。優秀答案と先生の講義での話が違うという事が出てくると思うんです。その時どうすればいいんだろうと。やはり参考書を調べたりとか、そこまで努力しろという事なんですか。
- 吉田：一応、テキストを指定しております、包括的に優秀答案であっても、満点ではない。若干の間違いはあるという、持って回った言い方はしております。何番目の答案のどこが間違っているは絶対言いませんが。それで、できるだけテキストを読むように。テキストはほとんど使っていないんですが、小テストは優秀答案であっても、間違いがあるから、テキストを見るように。本番の試験は、持ち込み可にしようと思っているんです。今までは不可にしていたんですが、今回、テキストを使わなかった関係上、持ち込み可にしよう。その時は、テキストを見るように。優秀な答案に関しては、若干、間違いがあるから、それを丸写ししてはいけないというコメントはするつもりで。ただあくまで最後の時に。本当はどこが間違えているという事を指摘した方がいいんですが。
- E：ええ。本人も分かるでしょうし、いいと思うんですが。
- 吉田：ただ、それをする事によって、積極性がなくなったら困るなと思ひまして。わざと。
- B：今日の例だと、限定承認のところ。
- 吉田：はい。
- E：欠格のところも。そういう細かいところを見ていくと。
- 吉田：はい。あるんです。
- B：難しいところですけど、そういうところを正すと消極的になる。
- 吉田：できるだけ伸び伸びと書いてもらいたい。人をほめるのはみんなの前で、注意するのは個人的にという、そういう指導の仕方があると、前々から伺っておりますので。配付した場合には、良いところだけ指摘して、悪いところは見過ごすというか、何も触れない。それでいきたいと思っております。
- B：授業の運営スタイルに焦点が当たっておりますが、できれば、また異なるものを、理系の先生から何か。ご自分のご経験に照らし合わせて。
- 大学教員 F：理系の方から見ますと、まず概念について。そうしますと理系の場合、すぐにロジックが理解できているか、チェックしたい。いくつか例題で、今日は先生はされませんでした、そういうのを答えさせる。そういう点は、授業ではなされないんですか。

- 吉田：はい。それをやって、正解を出してくれればいいんですが、出せない場合、それから言葉に詰まって時間がただ過ぎていくという事になったら困りますので。その点、今日みたいに読ませるという事ならば、それでも詰まったりしますけれども。当てるのではなく、それを小テストに出すというのもあると思うんですが。以前やった事もあるんですが。一昨年、公開授業を5回連続、自分でやった時に、そういう設問を小テストにしたんです。そうすると周りに聞いたり、カンニングという問題が出てきて。当てたら問題はないと思うんですが、時間のロスがどうか。今のところやっていないです。もしできたら挑戦してみたい。マイクを使うような形式で、授業をやるようになってからはそう思っていたんですが、ちょっとそこまで勇気が出ない、というところです。
- A：これは、いいかどうか分かりませんが、ここ3年位、経営情報学部の授業は、グループで、毎回授業の初めに5・6個の問題をやるんです。これについて、最後にグループで答案を書いてもらう。で、私は見るのが嫌なので、それを黒板に書かせる。3人までは、グループ相談してもいい事にして、相談させるメンバーを決めさせ、授業を受けて、例えば、1番目をやりたいグループは、とか問うんです。そうすると凄く手が上がりまして、じゃんけんさせて、1問につき3グループですから9人ですか。9人の答案資格者が前に出てくる訳です。5問あれと45人ですが。それだけの人が壇上に上がってきてやるんです。時間的には食うんですが、3・400人を、少しは静かにさせることができている。グループでやるというのは、話していくうちに、結構自分の中で。口で喋る、グループならばみんな喋るんですよ。人の頭の中の整理が分かってきますし、だれか書く人が、この書く人が一番整理のできる子なんです。それを黒板に書いて、私が直していく。余り目茶苦茶だったら、そのグループは無しと。非常によくできたグループは、花丸、二重丸をあげると。そんなことをやっているんです。それでもうるさいですよ。あんなに静かにはとてもなりません、楽は楽です。解答を見なくてもいいです。
- 吉田：45人を、一度に出させる訳では。
- A：一度に。ですから黒板はもっと大きいですよ。うちは。2倍あります。大きいので。だから一度に結構書けるんですよ。
- 吉田：想像もできない。
- B：45人が前に出たら、壮観は壮観でしょうね。
- A：壮観です。その間、收拾つかないほどうるさいんですが。ただ経営情報の学生は、本当にうるさくて、他の授業では、收拾が付いていないんですが、その中でも、ちょっとは聞いてくれています。あんなに静かじゃないですよ。でも、ちょっとは、聞いてくれて。また、その間に個人的な質問にきます。教師と喋る機会が、その間に15分位設けられているんです。
- 吉田：その間に、スキンシップができる。
- A：そうです。
- 吉田：後、黒板の周辺に、先生ではなく、同じ学生がいるということで、黒板の状況が身近な存在になる。
- A：なっていますね。それと、とにかくみんな、前に来る。聞いていないと答えられないので。後ろに座る子が少なくなりました。ただ、うるさいですよ。
- 吉田：ただ、少しでも静かにさせる手段としては。
- A：楽しんで、静かにさせようと思ひまして。
- B：講義と関係のない私語で盛り上がられるよりは、関係のある話で盛り上がってくれる方が、うるささの質が違いますよね。静粛な状態より。静かな方がかえって何をしているのか分からない。

寝ているとか、メールをやっているとか。それで、うるさいのは、そういう状態よりいいかもしれないですね。

- A：そうだったらいいなどは思っているんです。ですが、何の効果が出ているという、目で見える効果は1つも出ていない。ちょっとは静かという。
- 吉田：それだけでもいいですよ。効果はあるんじゃないですか。
- A：だったらいいんですが。
- 吉田：教員が、何かすることによって静かになったなということは、だいぶ違うと思います。受講生にとっては、明らかに分かる。
- A：そうだといいんですが。私は余り自信がないんですが、そういう子たちが、真剣に聞き始めたというのが、やったかなという感じなんです。
- 吉田：経営情報学部。
- A：はい。そういうのがあるんです。物凄い人数が。法学部の2倍位。
- 吉田：その教室には400人位。
- A：はい。400人位です。この間も、試験をグループでやってもいいというので、書かせたんですが、結構な数が集まりました。これを見るのは大変と思いつながら。何日間か。
- 吉田：私も、最初は長かったですよ。200枚でも。
- A：その倍は、十分ありますから。私は毎週はできません。
- B：他に、ご意見等。また、他の話題でも構いませんし。だいぶ運営面の話に、共通項が出てきたと思えます。また別の角度からでもいいんですが。
- 大学教員G：レポートの評価なんですが、5段階評価をして、それで試験。どのくらいの割合でというのは、学生には。
- 吉田：言っていないです。明確には。いつも×, △, ○, ◎, ◎+ aみたいな5段階でやっていると言っていて、それで、5点。今回、金曜日に関しては、12回。休講は全くしませんでしたから、それで60点。そう学生には言っています。それと7月の定期試験に関して、どうするかは分からないけれども、それも計算に入れて、後、当然、真面目に出ていたら、それなりに下駄も履かせる、というようなことも言っています。だいたいの雰囲気は、今回の優秀答案みたいのはすべて5点にしているとはっきり言いました。
- G：だいたいの点数は学生には。
- 吉田：そうですね。想像がつく。後、シラバスで3分の1以上欠席があれば、落とすと、はっきり書いております。ただ、やむを得ない事情でもって、欠席というものもありますので、そういう学生に関しては、個人的にオフィスアワーみたいな時に来なさいとっておりますし、実際、結構来ております。それで、個人的に1回休んだ分に関しては、こうしなさいと。決して、毎回の小テストと同じようなことはするなと。1回欠席している訳ですから、それを補うレポートを書いてくるように。その時の教材を渡して、まとめさせるとか。個々具体的に対応しております。多分だいたい分かってきていると思います。実際、欠席に関しては、ずっと休んでいる学生と、ほぼ来ている学生と、二極化しておりますので、中途半端なところは余りない。今まで、9回やりましたので、だいたい、この学生は落としていいか、通すべきか、分かるほどに、データもそろってきました。学生の方も、優秀答案を見て、雰囲気が分かってきているようです。結構、感想とか気付いたことなど、自由に書くようにしておりますが、J先生が言われたようなことを、学生もコメントしてくれていますので、相互理解はできていると。独り善がりかも分かりませんが。先程、盛り沢山と、

H先生がおっしゃいましたが、前回より盛り沢山でしたか。

- 大学教員 H：忙しい感じでしたね。前回より。
- 吉田：もともと自分自身としては、今日が普通でして、前回が遅かった。前は親子の問題で、一番不得意なところでしたので。私は財産法の専門でして、親族、相続の場合は、相続の方が財産法に近いもので、得意なんです。今日のが本来の自分なんです。
- A：いつもキチッと今日のように終わられるんですか。びっくりしたんですが。
- 吉田：終わらせます。FDは、和歌山大学だけでなく、進んだところは時間厳守。不手際なところは、遅い。ちゃんとできるところは、FDのプログラムでも要領よくできているのに、もう一つ時間が守れないというところは、FD活動でも明らかにそれが出てきますね。京都大学、メディア教育開発センターなど進んだところは、ちゃんとできています。
- A：今日の工夫は。時間通り終わらせるための。
- 吉田：時間を何度も見ておりますし。5人目の答案を抜きにしたのは、これをやってしまうと駄目だと思ったからです。今日のプリントに、特別受益を入れたつもりが、抜けてしまっていたんですが、それも途中で気が付いてはいたんです。それで、最後の方に持ってきて、遺言で時間通り終わらせようという計算を途中で。学生が読んでいる間に。だいたいの雰囲気で、時間が余れば、5枚目の答案を読ませる予定でした。逆に、もっと時間がなければ、4枚目の答案もカットする予定でした。それは、学生にマイクを持たせている間に対応できることであって、自分が一方的に喋っていたらできない。
- H：この学年の、この講義だったら、ここからここまで教えるというものが。
- 吉田：法学部ではないと思うんです。同じ学窓に育った刑法の専門家の。
- E：教える内容ということですか。
- H：はい。例えば、自分の学生のころ、こういうことを習ったというので判断にして。理系、工学部では教えることに差はないと思うんですが。
- E：大学間での差は当然。濃淡という点ではあると思うんですが。今日は、判例まで触れてなかったですけども、法学部では当然判例まで触れます。触れる範囲という点では、ほぼ同じなんじゃないですか。
- 吉田：刑法各論。E先生がいらっしゃったところに、退官なさった先生ですが、ちょっとだけというような。
- E：それは、現代では主流ではないと。すべて終わらせる。総論でも、責任なりで終わってしまう。誰ということではありませんが。
- 吉田：法学部の専門科目としては、どこまで触れるというのは、その人の好き勝手にやっているというのが現状ですね。
- E：好き勝手といいますか、触れなければいけない範囲が、決まっていますから。刑法総論でしたら、犯罪の、最初取っ掛かりがあって、最後までいく。例外は、時間があれば触れる。やる範囲は大きくは決まっていると思います。
- B：それは、刑法学という学問体系として、ということですよ。これは、前回も問題になったところですけども、開講されている科目が、どういう目的を持って、設定されているのかという点で、当然、教える内容、教え方を決めるといいますし、それと同時に、学生側も、どういう気持ちで受講するのか決まってくる。大切なところで、教育目的をどう設定するのか。非常に大切なんです。そこが曖昧。前にも出た話ですが、それを思い出しました。ここで、それに付いて議論する

時間も無いのですが、例えばここにお集まりの先生方、経済学部の中で法学を教える。また A 先生も、法学部に属していらっしゃいますが、他学部でも教えていらっしゃる。こういった時に、また、どう教育目的を設定するかというのは、当然、教育目的も、先ほど出ました分量が盛り沢山という。で、絞っていくというような話にもなってくると思うんです。学生も、またどこまでを達成目標にすればいいのか。これは、難しい問題で、一つの焦点になるのかなと思うんです。もしも、その辺りに関わって、A 先生、法学部で担当されていると同時に、経営情報学部でも民法を教えられている。その辺りに関しまして、感じられていること、工夫されていることなど。先程もお話がありましたけれども。もう少しお話しただけませんか。

- A：目的は全くちがいますよね。当然、法学部は、先程、E 先生がおっしゃったように、全部を教えないといけません。総則をやっている先生、次につなげないといけませんので。債権総論をされている先生、債権各論をされている先生から、これはやらしてもらえましたよねと、チェックが入る。
- B：ということは、横のつながりがあって、ある程度、各科目の目的設定。干渉といたら変ですが、協議がある。
- A：必ずあります。例えば、今年施行された消費者契約法も誰が教えるか。総則か、各論か。成年後見制度は、親族・相続で教えるのか、総則で教えるのか。全部チェックをしながら。どんどん新しい法律が出てきますから、その法律を物のところで教えるのかとか。チェックして、詰め込まなくてはなりません。ただでさえ莫大な量がありますけれども、その量に重ねて、新しい法律を詰め込んでいくということ。取りあえず、触れる後、絶えず言っているのは、公務員試験とか、司法試験、司法書士を受ける人は、これではだめだと。私は、判例と通説しか言っていないので、学説の対立については、もっと、この本を読めとか、勉強の仕方をまず言う。そういうやり方で。ですから、やる気のある子はどんどん勉強していく。やる気のない子は、授業だけは聞いていたら、それ以上は試験に出さない。教科書の中でも、つまんでいますよね。つまんだところしか試験に出さない。黒板に板書したところしか試験に出さないと、言っています。経営情報学部の学生については、民法とはどんなものか。いわゆる、NHK の土曜日の「生活笑百科」。あれをもう少し理論付けて説明するという、トピックスで教えていく。民法とは簡単なのだという印象を受けて 1 年間終わっているみたいですが、割り切れないものも感じています。それでいいかという感じでやっております。
- B：法学部の講義で詰め込まなくてはならないと。その時の目的というのは、学生のその後の進路と関わらせて、どう考えられておられるのか。これが 1 点。当然、資格試験を受ける人は足りないということで、どんどん勉強していくと思うのですが、それ以外の学生について、何かお考えがありましたら。もう 1 点は経営情報学部で、「生活笑百科」の肉付けだとおっしゃいましたが、それは面白いと思うのです。その反面、どこかやりきれないところもある。その辺りを、もう少し。後は経営情報学部での民法の位置付け。学部全体の教育目的がある中で、民法の位置付けがどうなのか。その辺りを。
- A：初めの 1 点は非常に難しい問題で、うちでも、法学部はどうあるべきかという、X 大学がどうあるべきかという、そこから入っていかなければいけないので。パンフレットにどう書こうか。この間から侃々諤々で、ジェネラリストにしようか、公務員志望に絞ろうか。そういうことになっていますので。一応、私は、ジェネラリストでも通用する、法学部ですといった時に、最低、言葉が分かるという人間に育てたい。それと、自分の言葉でものを言うためには、やはり知識がないと駄目なので、最低限の法学の知識を知っている、取り消しと撤回は違う。取り消しを好きに使って

るのは困る。無効という言葉も分からず使っていたら困る。法学部の学生としては、恥ずかしい。そういう基本的なことを中心に教えているのですが、どこまで学生の耳にはいつているか。そこまでは、分かりません。ですから、大きな意味でどうかといわれると、今のところはジェネラリスト。これから、ロースクール化に向かって走る可能性がありますので、分かりませんが、今のところは。法学部の学生の気持ち、目的意識が、今は就職難ですから、これをやれば就職に有利かということで、全部判断する学生が多くなっています。資格試験を受けてこの資格試験では、ここが大事だとかいうことを、たえずインセンティブとして言っていくことを考えています。それから経営情報学部は、一応総則から始まって、本当にトピックスですよ。例えば、私は物権が嫌いなので、物権のところは、所有権、占有権、担保物権はどれか1つにしようかとかいう感じで。本来なら、全部しなければいけないのを、質権はやめようかとか、そういう感じです。まず設例主義でやっていきますので、この例では、ということでやっていきます。本当のトピックスでやっています。ただ、1番初めに民法のあらまし。財産法と家族法があって、そういうことは、一応全部やるのですが、もう不当利得なんていうのは、とてもできない。いろんな条文が全部できればいいのですが。今日は感銘を受けたのは、条文をずっとやっていくという、あれをやると本当に早くできますね。網羅的、それから親族、相続を1時間半で、あれだけできるのは驚異的。私だったら、遺留分減殺請求権だけで終わった。他、何もできずに多分、特別受益、寄与分だけで1時間半終わっていましたが、凄いなど。これから考えてみようかなと。網羅的な方法ではあるのですが、今までは、そういうことはしていません。

- B：本来は、吉田先生のご講義、和歌山大学のFDの在り方が主題なのですが、A先生にばかりお聞きして恐縮で、貴重な情報をお聞きして。本来もう少し、例えば経済学部の法学担当の先生もそうですし、システム工学部の先生も、教育学部の人間も、全体の教育目的がこうで、科目が設定されていると考えています、というような話に入っていれば素敵なのですが、ちょっと時間ありませんので、最後に吉田先生。
- 吉田：本日は、ありがとうございます。今後とも、公開授業、あと10回位できるかもしれませんので、ご協力いただきたいと思います。

第2章 学生参加型授業参観プロジェクトによる家族法の授業改善

学生参加型授業参観プロジェクトは、最近流行の学生参画型FDの一つと考えられるし、平成17年度の大学教育学会のラウンドテーブルで報告し、岡山大学その他の大学教員より多くの示唆を得られたことであるが、その意義として次のようなことを上げることができる。

第一に、学ぶ側の意欲向上が教える側にも変化を及ぼす可能性がある。従来のFDにおける常識「大学教員だけが授業改善に努める」というのに比較し、教員と学生とが一体になって授業改善に取り組む姿は理想的な大学像を目指すものであるといえる。また、授業料を払っている学生、場合によっては保護者に対する説明責任を果たすことにもなりうる。近年高まってきている大学教育の享受者のコスト意識に対する回答であるといえる。

第二に、学生参加による大学教育の改善を図るものであるから、大学としての教育・授業の

質的向上につながり、授業参観プロジェクトに参加していない一般学生の学びの充実にまで寄与するものである。さらには、近年積極性の乏しくなってきた大学生の学びに対する意欲を喚起することにもつながることが期待される。

第三に、学生参加型授業参観プロジェクトは学生参画型教育改善の一部を形成するものであり、学生にすべてを任せてしまうという性格のものではなく、学生と教職員と一緒に教育改善・授業改善を議論し推進しようとするものである。負担からすれば、教員だけで検討を進めるよりはるかに労力とエネルギーを必要とするものであり、決して大学の責任回避・責任軽減にはつながらないのではあるが、いち早くこのことに気づき積極的に取り組むことは高く評価されて然るべきものである。

また、時代の流れから考慮しても、学生のニーズを適切に受け止めることは、消費者主権という考え方から当然のことであり、今こそ学生参加・参画型FDを真剣に考えるべきだと思われる。

第四に、教員集団だけで教育改善が行き詰まりを見せている現実、大学関係者なら誰でも感じていることであり、今更、「FDのような教員側の問題に学生が口を挟む必要があるのか、また学生にその能力があるのか」という疑念やFDの理想論、教員の社会的責任論などを振りかざしても全く説得力はないのであって、むしろ、学生の積極性が授業自体を変革することにつながり、ひいては大学教育をより良い方向に導くのだという意識を持つことは極めて重要なことである。大学の構成員全体が深い関心を寄せる形での授業改善は、大学の教育改善をより一層推進しやすい方向へ導いてくれるものである。

平成16年度から筆者が担当する大人数制の諸科目で学生参加型授業参観プロジェクトを実践してきた⁵⁾が、民法〔親族・相続〕を受講し、毎回の講義の感想を送付してくれたゼミ生の一人在、講義完結後、まとめとして相当に大量で、目すべき文章を数回に分けて送ってしてくれた。極めて秀逸であると思われたので、後に卒業論文にまとめさせた。その中でも、特に素晴らしい内容を一部ではあるが、以下に掲載する。(メディア教材を利用することも家族法の授業改善につながることを、当該ゼミ生は後述③で書いてきてくれたが、第3章で簡潔に言及する。)

① 伝統的講義方法について

「一般的に大学の授業というと、小学校、中学校、高等学校の教育方式の定番である“教科書やレジュメに沿って授業を行う”ということが想起される。教科書やレジュメを予め用意しておき、それらに書いてある内容に沿って授業をするのである。大学の場合、教科書は専門書を指定することが多い。専門書は、高等学校までの知識からは飛躍していることがあり、また分野が限られているため内容が深く掘り下げられていることが一般的である。そのため、予習や復習で補うとしても、専門書だけではやはり分かりづらい

5) 拙稿「法学系科目の授業改善と学生参加型授業参観プロジェクト」『和歌山大学経済学会研究年報』第14号(2010年)771頁以下参照。

ところが多く発生し、学生に伝達したい知識が上手く伝わらない危険性がある。また、レジュメの場合も、専門的になりすぎたり、ポイントを絞らずひたすら字をならべたり、逆にポイントを絞りすぎて何が書いてあるのか分からないようなもの（学生に考えさせるために敢えてポイントを絞っているものは除く）を使用することも、伝達の弊害になる。最近ではスライドを用いての授業がなされる場合もある。スライドを作るソフトでは初めから箇条書きに書けるように設定がなされているため、極端にポイントが絞られないということが回避されやすくなっている。しかし、それでも意識してポイントを絞るといった工夫を盛り込んでスライドを作成しなければ、文字だけの見にくいものとなってしまう。その他、黒板・ホワイトボードを使用する、または何も使わずひたすら話し続けるという授業形態や、また質問やディベート形式などの形態で授業が展開されることもあるが、往々にして一方的になってしまうことが懸念される。

これらのことから、従前の授業スタイルは、学生は興味が持ちづらいものになりやすいということが分かる。興味を持つことが出来なければ、内容も記憶に残りにくい。そうなると、自分で思考しようという集中力も持続しなくなる。そのため、全く授業は耳に入らず“出席しているだけ”という学生も多くいるという状況が生じても不思議ではない。実際の大学での授業の現場でも、ほとんど授業を聞いていない学生は多く見られるはずである。“大学生なのだから知識の吸収の仕方は自己責任だ”というのは尤もかもしれない。高等学校から飛躍した内容や、容易には理解しがたいことでも自力で学習し研究することは大学生自身がすべきことではある。しかし、法学部生に対しての授業ならともかく、多くの“法学部生以外の大学生”は大して法律に興味を持っていないはずである。知識の伝達が上手くいかないことを学生のやる気の責任にばかりするのではなく、授業をする側が工夫をする努力も必要であると考える。」

② 伝統的講義方法への批判

「従来の授業方式では①使用する教材が見つらかったり分かりづらかったりすることや②難しい内容によって学生の学習への興味がそがれてしまう。

教材が見つらかったり分かりづらかったりするのは、レジュメやスライドなど教材作成の際にポイントを絞りきれしていないことや、デザイン的に良くないということが挙げられる。教科書ならともかくレジュメやスライドを作成する際に文字を詰め込みすぎることや、過度な装飾をすることは避けるべきである。しかし、ビジュアル面で上手に教材を作成するという事は、得意とする人を除けば多くの人にとっては容易に出来るというものではない。ただし、容易に授業が実施出来ることは法教育普及に不可欠な要素である。ビジュアル面の工夫に自信がなければ他の既存の教材、例えば映像や画像などを併用することが有効である。

また、“難しい内容”と感じるのは、基本的にその内容を理解するために知っておくべき知識が欠如しているからである。法学部生以外の大学生は、まずはその“知っておくべき知識”というものを持っていないと仮定して授業を進めるべきである。それは、法学部生以外の大学生が、皆が皆基礎知識を知らないと断定しているということではない。基礎知識を知らないという学生はもちろん、知っているという学生にも、もう一度知識を確認してもらうことでその後の内容の理解を深めやすくすることができる。そのため、授業の初期段階、また必要な時期に基礎の基礎であるような内容を盛り込むことが重要である。たとえそれが中学校の公民で習うレベルの内容であっても、授業内容に盛り込まれているのと盛り込まれていないのとでは、後の内容が全て理解できるのと全く理解できないのとの差に変わっていくのである。“理解できる”ということは、法的思考を養っていくことにもつながり、軽視してはならないものである。」

③ TV番組や映画などのメディアの有効性

「大学はプロジェクターを使用できるため、映像や画像を使用して授業する環境にある。また、著作権法第35条では一定の条件付きではあるが、大学などの教育機関で、公表された著作物の許諾なしでの複製や上映が認められているため、大学でのドラマの上映やマンガの複製も認められている（著作権法第35条：学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。2 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第38条1項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは提示して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。著作権法第38条：公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りではない。）。そのため、授業で法教育に関連するドラマや映画、マンガを使用すること自体は難しくない。プロジェクターでドラマや映画を流したり、マンガをスキャンしスクリーンに映したり、あるいはレジュメにコピーして学生に配布するといったことが出来る。

ドラマや映画、マンガの利点としてまず興味が持ちやすいということが挙げられる。ストーリーとなっていることで、法の問題を頭の中でシミュレーションすることができ、身近に考えることも出来る。また、話が面白いということや、設定が良いということがあるだけでも興味を持つことができる。ストーリー性があるというだけでも興味を持てる対象になりうるが、それに加えてドラマや映画であれば内容の他、最近の作品であったり出演している役者が大学生に人気・有名であったり、マンガであれば最近の絵柄であったりする方が、より興味を持って見る事が出来ると考える。（大学生がどのような作品に興味を持つのか調べるために、授業前にアンケートを取ることが有効的である。）しかし、あくまでそれはオプションであって、内容が良いものを教材として選択するべきではある。ただし、表現の方法はやはり最近のものの方が大学生には馴染みがあり、受け入れやすい。さらに、最近の作品は説明的な表現（たとえば、ドラマや映画ならナレーションや説明台詞を多用することや、マンガなら一つの台詞のスペースにたくさん文字を詰め込んで説明することなど）を嫌うため、話を追っていく過程で必要なことが分かるようになっていくことが多い。そのため、情報が絞られてしまうということはあるが、どうしても情報が削ぎ落されてはならないということでなければ、話を追いながら必要事項を理解できる最近の作品の方が良いだろう。もちろん、現実から離れすぎず、十分に学習できる内容のものを選択するべきなのは言うまでもない。

ただし、欠点として学習としては余分なストーリー部分が入ってくる事が挙げられる。娯楽として観賞するのならば良いかもしれないが、あくまで授業の一環として見るのであるから、ただ漫然と見ている状態にならないように注意しなければならない。そのためには、話の内容が分かる範囲で編集をする工夫が必要である。ドラマや映画の場合、早送りをすることで余分な部分をカットするという方法もあるが、その場合調節に手間取り、限られた授業時間を削ってしまう事にもなりかねない。また、カットする時間で

気が散ってしまう学生もいないとも限らない。スムーズに見るためには予め編集しておく必要があると考える。」

第3章 メディア教材を利用した家族法の授業改善

民法〔親族・相続〕は、身近な問題に関する科目ではあるが、非常に奥深い内容を持っており、10代や20代前半の若者には理解できない問題も多々存在する。当該科目を通常の法学部では条文や体系書を紐解かせ、論理的に講義するのが一般的であろう。しかし、本学部は経済学部であり、経済や経営を学習する片手間に家族法をかじる学生も多い。それにも拘わらず学習内容は広く且つ深い。そのような条件下で、重要なポイントに絞って、理解しやすく、実生活に応用できるように学習させるには、映画やテレビドラマ、小説などに題材を求めることが極めて効果的であると考えた。また、それに相応しいテレビ番組も続々と作成されてきている。フジテレビ系列で放送された天海祐希主演の「離婚弁護士」、NHKで放送された「マチベン」や「ジャッジ」・「生活ほっとモーニング」、そして、コミックから始まり、映画やドラマに取り上げられ、現在ではVシネマとして作成されている「ミナミの帝王」など、素材には事欠かない。これらを講義時間に収まるように編集して（著作権法に抵触しない範囲で）、受講生に視聴させ、抽象的な存在である法律を、身近で具体的なルールになるように工夫したつもりである。上記のようなドラマや映画等を視聴させた後には、必ず、ストーリーをまとめさせ、法的論点を指摘し、感想を書くという小テストを実施した。それを読んで分析した限りでは、非常に抽象的な法的内容をしっかりと理解できていたのではないかと考える。受講登録学生のうち、実際の出席者の割合は80%前後という状況なので、全員が真面目に受講していたとは思わない。しかし、ドラマや映画を上映している際に、講義室をあちこち移動して、受講生の雰囲気を観察したところ、ほとんどの受講生は真剣に見入っていたように感じられた。また、任意に、メールでドラマや映画に対する感想を求めたところ、以下に掲載するように好評であった。なお、大学院における授業改善でもTV番組や映画の利用を別稿⁶⁾にて論述した。

2012/11/24 学生Iより 離婚弁護士2 ハンサムウーマン第4話「夫の土下座」について

夫婦財産契約とは、夫婦は婚姻における財産関係をいかにするかを契約によって自由に決めることができる（民法第758条）というものだが、実際には活用されるケースは稀である。なぜなら、この契約は婚姻以前に登記する必要がある、また届出後の契約変更は双方の同意がなければならない等という制約条件があるためだ。

また、日本人気質からも、夫婦は互いに助け合って生活するもので、婚姻関係（夫婦）間にまで、「契約」を持ち込むのは美しくない、という考えが、日本人の思想の根底にあるためだと考えられる。夫婦の間に

6) 拙稿「大学院におけるFD（授業改善）」『経済理論』380号（2015年）131頁以下参照。

「契約」があることは、我々日本人にとってはあまり居心地のよいものではない。しかし、実際は、夫婦生活において、様々な「口約束」が日々行われているわけで、それらも「契約」に当たるのだから、前以てそれらの契約を「書面」にしておきたい、そのことによって、役割や責任を明確にすることにより夫婦関係がよりよいものになる、という考え方もある。アメリカなどでは、婚姻に当たり、「契約」をきちんと書面で結んでいることも、そう稀ではないらしい。

また、夫婦財産契約を婚姻前に結ぶことの難しさも、浸透しない理由だろう。婚姻前に、「夫婦」に何が起こるかを想定しなければならない。子どもが生まれる、家を建てる、両親の老後の介護等々。しかし、実際に子どもが生まれるかどうかも不確定性に満ちており、例えば、「一方が生活費を、一方が子どもの教育費を」なんて定めるとすると、生活費は生きている限りかかり続けるが、子どもの教育費は子どもが生まれない限り（養子をとらない限り）、必要になることはない。このような状況を、「夫婦財産契約」はあるものの、夫婦なのだからお互いに支え合って、出し合ってゆこうではないか、となれば問題はないが、「夫婦財産契約」で定めてある！と、協力をしなければ、夫婦財産契約があることによって夫婦関係に亀裂が入ることも十分に考えられる。だからといって契約の内容を婚姻前に具体的に把握できるごく小さい範囲に限定し、「不確定性のあるものに関しては、その都度、夫婦間で話し合って決定する。」とでもしたならば、夫婦財産契約がある意味がないような、「ただの紙切れ」といった名ばかり夫婦財産契約になり兼ねない。逆に不確定性の高い将来を、無理に事細かく規定してしまえば、双方にとって心地の悪い契約になってしまったり、一方に不満が募る形となり、夫婦関係を悪化させる一因ともなり得る。

このようなことから、「夫婦財産契約」は、その、婚姻以前に登記する必要があること、一度契約してしまると双方の同意がないと契約を変更、解除できない等の実際の運用面の難しさ（実生活の感覚からの乖離）から、あまり活用性を期待できる法律ではないように考えられる。その活用の際には、メリット、デメリットを双方が十分に理解し検討した上で、双方の利益になる契約を結ばなければならないだろう。

「夫の土下座」視聴の感想としては、現実問題、今日もなくなるジェンダーを男女ともに認識し、夫婦間、恋人間、友人間、同僚間等々、「相手を思いやる気持ち」を持ち、想像力を働かせること等、相互理解への日々の努力が生きやすい社会を、関係を築くのだな、と、改めて考えさせられました。それにしても、どう見ても離婚の意思があるとは思えない依頼人に、よくあそこまで突っ走れたな、と瀬戸朝香演じる弁護士の「心の闇」とピアスが気になりました。

2012/12/13 学生Ⅱより

12月10日の民法（親族・相続）の講義で見た離婚弁護士がとても面白かったです。今回の主人公である中村武は大手の商社に勤め、若い愛人を作り、なかなかパワフルな人であると思いました。武が取引先の秘書で、不倫相手である上野美香を異動させたことについて、そんな方法があるのかと驚きました。そのような手段を使わなくてもいいように、人間関係に気を付けなければならないと思いました。武が美香に対して、秘書の仕事を「腰掛け」などと馬鹿にするようなことを言い、美香だけでなく妻の涼子のことも怒らせてしまった。涼子は武と結婚する前は秘書の仕事をしていたからである。このことについて、仕事ができる人からしてみれば確かにそのように思うかもしれないけど、言うてしまうのはだめだろうと思いました。武が最後に美香から慰謝料を請求されるだけでなく、妻の涼子から離婚を切り出され、自業自得ではあるけれども、かわいそうだと少し思いました。美香に慰謝料を払って反省し、涼子と仲良く暮らしていくのだろうと思っていたので、涼子から離婚を切り出されたことは予想外でした。

今回の離婚弁護士はストーリーが面白く、また、勉強になりました。

2012/12/20 学生Ⅱより

12月17日の講義で見た離婚弁護士(第7話)で、織江の寂しそうな表情と、秀雄の娘である涼子の気の強いところが対称的だったのが印象に残りました。内縁の状態だと、手術の承諾書や検査などの大事な書類にサインすることができないということについて、年を取ると手術や検査を受けることが無いとはいえないので、長い間ずっと内縁のままではいるのではなく、なるべく早く入籍をするのが好ましいのではないかと思いました。秀雄が織江の脳腫瘍の手術の承諾書にサインをする場面について、手術の承諾書にサインをする時点ではまだ入籍していることにはなっていないので、サインをできないはずなのは、と少し不思議に思いました。不摂生な生活をしている秀雄が倒れるのではなく、織江に悪性の脳腫瘍が見つかるという展開は意外であり、秀雄が織江に声を掛ける場面がとても感動的でした。

2013/01/07 学生Ⅱより

今回の離婚弁護士も展開が意外でおもしろかったです。野波真理が北尾の子どもを妊娠していたということが意外でした。北尾の妻が北尾と離婚したくない理由として、「私を40年間苦しめた男の最期を見届けたいと気が済まないから」というようなことを言っていたことが恐ろしいと思いました。北尾の妻が、病室で北尾のチューブを外そうとしたことと、石で北尾を殴ろうとしていたシーンが印象に残りました。遺産相続のことが頭をよぎって北尾を殺さなかったんじゃないかと思いました。死後認知と胎児認知があるということと、胎児でも相続をすることができるということが意外でした。北尾の妻と野波真理が北尾の病室で北尾に話しかけるシーンについて、もし自分がその場に居たらとても気まずいのだろうと思いました。弁護士は大変な職業なんだろうと思いました。

2013/01/13 学生Ⅱより

遺言は、民法の第5編第7章で68か条にわたって書かれており、とても重要な事項であるということがわかりました。お金のことがからんでくると揉めることが多いから、細かく定められているのだろうなと思いました。自筆で遺言書を作るのは、もし作り方を知らなかったり間違ったりしていたら相続ができなくて困るので、公証人・証人に立ち会ってもらうのが確実だとわかりました。終焉に向かうための活動の、「終活動」ということが流行っているとテレビで見ることがあります。日本は高齢者が多いので、もっと終活動が流行っていくのだろうと思います。自分が死んだ後に家族が遺産のことで揉めるのを防ぐためにも、終活動を利用して遺言書をきっちりと書いておくべきだなと思いました。

2013/01/21 学生Ⅱより

嫡出子・3分の2、非嫡出子・3分の1の割合が憲法14条に違反するとしたのは、以前に違反ではないとする最高裁判決が5例あったことから考えると稀なケースではないかと思いました。子どもへの接し方に差があるならば相続の割合に差が出るのは当然だろうと思いますが、どちらにも平等に接していたのに相続だけに差が出るのは不公平なように思いました。なぜ日本が一夫多妻制ではなく一夫一妻制や法律婚主義をとっているのかをネットで少し調べてみると、妻がたくさんいてそれぞれに子どもがいると相続(田んぼの分割)で揉めるからだというようなことが書かれており、なるほどと思いました。今回のケースでは妻が2人だけでも揉めているのに、もし一夫多妻制にするととても揉めるのだろうなと思いました。自分の死後に財産を残してあげたい人が法定相続人以外にいる場合は、不慮の事故に備えてすぐにでも遺言を書いておくべきだなと思いました。内縁のままではいると相続できないという、思わぬ落とし穴があることを認識しておくべきだなと思いました。

学生Ⅲより「リーガルハイを視聴し、レポートを提出して」

レポートを提出する直前に、ふと浮かんできた疑問があり、改めて考えていました。私がぼーっとして見逃したのかも知れないのですが、嫡出子か非嫡出子か、という辺りなど、もう少し詳しく話を聞かないと、遺留分についてもわからないのではないか？という気持ちになりました。

次男は、兄と姉とは母親が違い、自分は「芸者の子だから。」と言っていたので、非嫡出子、とっていました。もし、喜平氏が妻を亡くしたあと、次男の実母（芸者）と再婚していたなら非嫡出子ではなく嫡出子として遺留分も考えなければなりません。

喜平氏のご高齢で直系尊属はなし、配偶者も先に死亡し、なし。遺留分が認められる法定相続人は“子ども”のみです。しかし、喜平氏が従業員の千春さんにすべてを贈る、という有効な最新の遺言が残されていました。子の遺留分は全遺産の2分の1です。それを3人の子どもで分けるので、全員嫡出子だった場合、もしくは非嫡出子である次男と養子縁組していた場合は、それぞれが全遺産の6分の1ずつの遺留分を持ちます。ですが、嫡出子2人、非嫡出子1人だった場合は、全財産の2分の1を嫡出子A“2”：嫡出子B“2”：非嫡出子“1”で計算し、嫡出子は10分の2、非嫡出子は10分の1ずつ、となります。

ここまで考えた時点で、次なる疑問が浮かびました。もし、喜平氏が次男の実母と再婚してから離婚していたら、“非嫡出子”から“嫡出子”になった次男の身分は変わるのだろうか？また、再婚後、妻（次男の実母）が先に死亡したら、次男はどういう扱いになるのか？一度、“嫡出子”になったら、両親の離婚や死別で“非嫡出子”になることはない、私は思うのですが・・・。

また、子の遺留分は全遺産の2分の1という部分についても、“子ども”の中に非嫡出子が入っていることによって元々の“子ども”の遺留分に何らかの影響があるのか、ということも少し気になりました。これについては、どの条文を読んでもいいのかわからなくなってしまい、実際に弁護士さんにお伺いしてみても、やはり“子ども”の中に嫡出子、非嫡出子が混在していても元々の“子ども”の遺留分には影響を及ぼさないことがわかりました。

おわりに

民法第4編・親族は離婚が、民法第5編・相続は遺産分割が最も重要な法的論点である。これを、大部分が20才代前半である学生に、予習でテキストを読ませ、講義でポイントを解説するパターンを採用しては、あまりにも難解で、馴染めない内容であると思われる。そのため、フジテレビ系列で放送された「離婚弁護士」・「リーガル・ハイ」のようなドラマや、NHKの朝の情報系ワイドショー番組「あさいち」における法律関係の特集を短くカットして、30分～45分程度に編集した（著作権法に違反しない範囲で）ものを視聴させ、家族法上の法的論点を指摘して解説する形式の講義方法を採用した。そして、講義の最後20～30分程度を利用して、毎回、視聴内容と、その法的論点をまとめさせる小テストを実施した。毎回の講義で実施した小テストの記述から、民法の親族や相続に関する内容を、真面目に受講していた学生は理解していたことが十分に判った。そして、最後に、教員主体の公開授業&検討会が授業改善に有意義であることは言うまでもないが、真面目に受講している学生の声を聴く学生参加型授業参観プロジェクトも授業改善に有意義である。

参考文献

- 京都大学高等教育教授システム開発センター編『開かれた大学授業をめざして—京都大学公開実験授業の一年間』玉川大学出版部, 1997年
- 京都大学高等教育教授システム開発センター編『大学授業のフィールドワーク—京都大学公開実験授業』玉川大学出版部, 2001年
- 京都大学高等教育教授システム開発センター編『大学授業研究の構想—過去から未来へ』東信堂, 2002年
- 日本私立大学連盟編『大学の教育・授業を考える1大学の教育・授業をどうする—FDのすすめ』東海大学出版会, 1999年
- 田中毎実・大山泰宏・石村雅雄・溝上慎一「共同研究／京都大学における公開実験授業の成果と課題」『大学教育学会誌』20巻2号, 1998年
- 田中毎実ほか「平成12年度公開実験授業の記録」『京都大学高等教育叢書10』, 2001年
- 和歌山大学FD推進委員会『平成11年度和歌山大学FD報告書』, 2000年
- 和歌山大学FD推進委員会『平成12年度和歌山大学FD報告書』, 2001年
- 和歌山大学FD推進委員会『平成13年度和歌山大学FD報告書』, 2002年
- 和歌山大学・魅力ある大学授業を研究する会『平成13年度和歌山大学「大学特別経費」研究報告書・公開授業と授業改善』, 2002年
- 吉田雅章「和歌山大学におけるFD—FD後発校における暗中模索—」『IDE—現代の高等教育』No.412, 1999年
- 吉田雅章「和歌山大学におけるFDの実践報告」『京都大学高等教育研究第6号』, 2000年
- 吉田雅章「公開授業『日々のくらしと法律』と授業改善」『メディア教育開発センター研究報告第21号』, 2001年
- 吉田雅章「法学教養科目における授業改善」『経済理論』302号, 2001年
- 吉田雅章「組織のFD活動と個人の授業改善」『京都大学高等教育研究第7号』, 2001年
- 吉田雅章「和歌山大学における公開授業」『京都大学高等教育研究第8号』, 2002年

Improving Civil Law and Especially Family Law Classes

Masaaki YOSHIDA

Abstract

In family law lectures, the author made three attempts to improve the lessons. The first was to lecture in front of other professors and then conduct a study meeting. The second was to listen and use students' voices to improve family law classes. The last was to watch TV programs and movies.